

学生の休学の基準

昭和38年12月17日

評議会可決

[沿革](#)

東京大学教育研究評議会規則第4条第1項第8号に規定する学生の身分に関する重要事項として、休学についての基準を次のように定める。

第1条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第2項の規定により休学を許可することができるものとする。

- (1) 海外の教育・研究施設において修学するため2月以上の休学を必要とする者
- (2) 海外における調査、見学のため2月以上の休学を必要とする者
- (3) 経済的理由によつて2月以上の休学を必要とする者
- (4) 外国人学生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とする者
- (5) 出産又は育児のため2月以上の休学を必要とする者
- (6) 学生が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他総長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため2月以上の休学を必要とする者
- (7) 学生が自発的に社会に貢献する活動で総長が別に定めるものに参加するため2月以上の休学を必要とする者
- (8) 本学の医学部医学科の学生で、東京大学大学院学則第16条第3項第8号の規定により本学大学院の医学を履修する博士課程に在学するため休学を必要とする者
- (9) 外国人学生で、在留資格認定証明書が交付されないことにより入国できないため2月以上の休学を必要とする者
- (10) 第1号から第9号までに掲げるもののほか、学生本人の意思にかかわらず、教育研究の機会が保障されない状況にあるため2月以上の休学を必要とする者

第2条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第4項の規定により休学を命ずることができるものとする。

- (1) 感染症のため修学することが適当でないと認められた者
- (2) 精神障害のため修学することが適当でないと認められた者

附 則

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第1条第8号の規定は、平成15

年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

学生の休学の基準

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

- ◆昭和38年12月17日 評議会可決
- ◇昭和45年11月17日
- ◇昭和47年10月17日
- ◇昭和61年02月18日
- ◇平成15年01月21日
- ◇平成16年11月29日
- ◇平成19年03月22日
- ◇平成22年03月25日
- ◇平成30年03月02日
- ◇令和06年03月19日